

府子本第357号
子保発0814第1号
令和元年8月14日

各都道府県・各政令指定都市
子ども・子育て支援新制度担当部局長

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公印省略)

保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の大都市向け標準的
様式について(通知)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に大変御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

保育所等の利用申請手続きに要する就労証明書については、市区町村ごとに様式が異なることから、就労証明書の作成を行う企業にとって負担になるとともに、企業から市区町村への問合せが頻発することで市区町村の負担にもなっているという状況を踏まえ、規制改革推進会議における議論を経て、平成29年8月に就労証明書の標準的様式を提示し、活用を依頼してきたところです。

しかしながら、標準的様式の普及率はなお低く、特に待機児童問題を抱える大都市での導入が進んでいないとの状況から、「規制改革推進に関する第4次答申」(平成30年11月19日)において、令和2年度入所分の標準的様式の普及率を保育所等申込者数ベースで70%とする目標を設定し、標準的様式の普及率の抜本的向上を図ること、大都市の地方自治体において特に導入が進んでいない理由を分析し、早急に実効的な対策を立てること等が示されました。

こうした状況を踏まえ、導入が進んでいない旨を指摘された東京23区や政令指定都市を中心に御意見を頂き、新たに大都市向け標準的様式として別添1を取りまとめました。

つきましては、貴管内の市区町村に下記のとおり、令和2年度入所以降分について標準的様式(平成29年8月提示)又は大都市向け標準的様式(別添1)を積極的に御活用いただけますよう、御周知の程お願い申し上げます。

記

1. 大都市向け標準的様式の導入について

(1) 大都市向け標準的様式

各市区町村の御意見を参考にさせていただき、別添1「就労証明書」(大都市向け標準的様式)のとおり取りまとめました。

企業において、記載内容の異なる複数種類の就労証明書を、限られた期間内に手作業で大量に作成しなければならないことによる人事担当者の負荷や体制整備に係るコスト等が深刻な問題となっているとの指摘があることも踏まえ、大都市向け標準的様式を積極的に御活用いただくようお願いいたします。

支給認定及び利用調整の事務手続きについては、項目の必要性と企業の負担を十分に精査した上で、各市区町村において独自に提出を求める必要がある項目については、備考欄以下に項目を追加する形で御対応ください。既存の項目について使用されない場合も行列の追加・削除は行えませんが、独自に不使用にされる項目については黒塗り等としてください。追加した項目等について、企業から説明を求められた場合は、適切に御対応いただくよう、お願いいたします。

(2) 記入要領

標準的様式に沿って、別添2「記入要領」を作成しましたので、様式と併せて御活用ください。

2. 活用状況調査の実施について

就労証明書に係る標準的様式の活用については、「規制改革推進に関する第4次答申」において目標値が設定されていることから、活用状況調査を実施いたします。

各市区町村におかれましては、令和2年度入所分からの活用予定等について、別添3の調査票に御回答ください。各都道府県におかれましては、管内の市区町村の回答を取りまとめた上、令和元年8月29日(木)17時00分までに以下提出先まで御提出ください。

提出先：kodomokosodate1kai@cao.go.jp

なお、本調査については今後も実施し、標準的様式の活用状況についてフォローアップをしていく予定です。

以上

(本件問い合わせ先)
内閣府子ども・子育て本部 安藤、細野
TEL:03-6257-1465(直通)